

事務連絡
令和5年3月21日

各都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

ターミナルケアマネジメント加算の請求について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、ターミナルケアマネジメント加算において、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と利用者の死亡月が異なる場合の請求方法については、「居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて」（平成30年4月13日付け事務連絡）によりお示ししているところですが、この度、国民健康保険団体連合会におけるシステム改修を踏まえ、令和6年4月サービス提供分より下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。各都道府県におかれては、管内の市町村へご周知の程よろしく申し上げます。

記

1 システム改修の概要

従来のシステム審査では、ターミナルケアマネジメント加算の算定にあたり、本体報酬が算定されていることが条件となっていたところ、本体報酬の算定がない月において、ターミナルケアマネジメント加算の単独請求を可能とする。

2 請求方法

利用者の死亡月にターミナルケアマネジメント加算を単独請求する。なお、この場合において、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その4）（令和6年3月18日事務連絡）」の「Ⅲ 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料 資料3 介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載例2に従い作成した給付管理票を提出すること。（参考資料1参照）